

# 徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第2号)

平成29年12月19日

徳行不審答申第2号  
平成29年12月19日

審査庁  
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市行政不服審査会  
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年9月26日付行財発第19号により徳島市長から諮問のありました戸籍の附票の写しの不交付決定処分に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った戸籍の附票の写しの不交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案概要

本件は、審査請求人が、平成29年3月31日に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により処分庁に対して審査請求人の長男の戸籍の附票の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、同年4月6日に処分庁からこれを不交付とする決定（以下「本件処分」という。）を受けたことから、処分庁が本件処分を取り消し、審査請求人に対し審査請求人の長男の戸籍の附票の写しを交付する旨の決定をすることを求めて審査請求を行ったものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 平成26年に審査請求人の長男の記載された戸籍の附票の写しの交付を請求したときは、当該戸籍の附票の写しの交付は認められた。
- 2 審査請求人は、平成15年以降、徳島に行ったことはなく、審査請求人の元配偶者及び子の電話番号を知らない。よって、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、児童虐待等の行為を審査請求人の元配偶者及び子に対しできるはずがない。このような状況であるにもかかわらず、処分庁は、支援措置申出を認め、支援措置の開始を決定した。この決定により、本件請求は、認められなかった。
- 3 できるはずもない事実を認定したことにより開始が決定された支援措置を受けて行

われた本件処分は、無効であり取り消されるべきである。

#### 第4 処分庁の主張の要旨

- 1 本件処分に係る戸籍等請求書を審査請求人が処分庁に送付してきた時点で、審査請求人の長男は、支援措置の開始の決定を受けていた。
- 2 本件処分に係る戸籍等請求書の使用目的を確認したところ、審査請求人の長男の住所を知る目的であることが明確であることから、法及び地方自治法（平成22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的助言である住民基本台帳事務処理要領（昭和42年法務省民事局長等通達。以下「事務処理要領」という。）の規定に基づき本件処分を行った。
- 3 本件処分は、法及び事務処理要領に基づき適切に処理されたものであり、違法・不当な点はない。

#### 第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の第3の理由のとおりとしている。

#### 第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の第3の理由と同旨であり、次のとおりである。

##### 1 法の規定

法では、戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる（法第20条第1項）。なお、この法第20条第1項の請求については、住民票の写し等の交付について定めた規定の一部（法第12条第2項から第4項まで、第6項及び第7項の規定）が準用され（法第20条第5項）、準用される法第12条第6項では、「請求が不当な目的によることが明らかであるときは、これを拒むことができる」とされている。

##### 2 事務処理要領の規定

###### (1) 支援措置について

事務処理要領の第5の10によると、市町村長は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの等から、申出を受けた場合に、当該申出をした者及び当該申出をした者同一の住所を有する者について支援措置が必要と確認したときは、事務処理要領の第5の10のロに規定する支援措置を講ずるものとされている。

(2) 加害者からの請求の拒否

この支援措置の内容のうち、対象者に係る住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付については、同コの（イ）の（A）の本文において、市町村長は、加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合には、不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は住民基本台帳法12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否するとされている。

(3) 加害者からの請求の特則

前記に該当し申出を拒否する場合においても、同コの（イ）の（A）のただし書きに基づき、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましいとされている。

3 本件処分 of 適法性・妥当性について

(1) 本件処分は、審査請求人が行った本件請求に対し、事務処理要領第5の10の規定に基づき、処分庁が法第20条第5項の規定により準用される法第12条第6項の「不当な目的によることが明らかなきとき」に当たるとして行われた処分である。

(2) 支援措置制度について

事務処理要領では、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為（以下「DV等の行為」という。）の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的として支援措置を講じている。この支援措置の内容は、第6の2で述べたとおりである。

この支援措置の制度については、「支援措置制度は全国の他の地方自治体においても行われているものであり、それ自体、合理的な目的と内容を有するもの」（東京地方裁判所平成28年3月30日判決（平成27年（ワ）第28779号））とされていることから、被害者の生命・身体の保護を図るための制度として合理的な内容を有するものであることは明らかであると解される。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。」と規定されていること等からも、当該規定等の趣旨に沿った適法かつ妥当な内容の支援措置制度であるといえる。

(3) 支援措置申出に対する処分庁の決定は適法・妥当なものであるか

審査請求人の元配偶者は、支援措置申出をした際、自分の他に審査請求人の長男も併せて支援措置を求める者として申出をしており、支援措置申出に係る支援措置

申出書によると審査請求人の元配偶者と長男について、支援の必要性があるとの意見が専門機関からなされていることが確認することができる。そして、処分庁は、この専門機関からなされた意見を受け、支援措置の開始の決定を行っていることが処分庁の提出した証拠書類から確認できる。

以上のような事実が認められるから、本件処分に係る支援措置の開始の決定の事務処理手続きは、事務処理要領第5の10のアの（ア）及び（イ）並びにイの（ア）及び（イ）の規定に基づいて適切になされており、違法・不当な点は認められず妥当なものである。

#### (4) 本件処分に違法・不当な点があるか

本件処分をする前提となる支援措置申出に係る支援措置申出書には、加害者として審査請求人の氏名が記載されていることが確認できる。当該支援措置申出書により申出がなされた支援措置の必要性について、専門機関から必要であるとの意見がなされ、それを受け支援措置の開始が決定されている以上、審査請求人は第3の2のとおり主張するものの、第6の2の(2)によると、本件請求は「不当な目的によることが明らかであるとき」に該当するとして拒否すべきものと解される。

よって、処分庁が、本件請求に対し、法第12条第6項の規定に該当するとして拒否したことに違法・不当な点は認められない。

このほか、本件請求に係る戸籍請求書の使用目的の欄には、「長男の祖父等の法事の連絡をする為」と記載されているにすぎず、当該使用目的が第6の2の(3)にいう「特別の必要があると認められる場合」にあたらないと解するのが相当である。

よって、この点についても本件処分に違法・不当な点は認められない。

## 第7 付記

本件処分は、審査請求人の元配偶者及び長男が支援措置に該当することを理由に、法に基づいて決定したものであり、そのこと自体に違法・不当な点がないことは前記のとおりである。

しかしながら、本件請求が支援措置により加害者とされた者によるものであって、支援措置により戸籍の附票の不交付という不利益を受けていることから、支援措置における必要性の確認方法の運用の妥当性及び加害者とされた者の救済手段が無いことについて検討し、付記するものとする。

### 1 支援措置の必要性の確認方法について

支援措置の必要性の確認については、事務処理要領第5の10イにおいて、申出者が被害者であつてかつ被害のおそれがあり、また加害者が被害者の住所探索目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかという要件該当性につき、専門機関の意見の聴取や書面等の提出により確認することとされている。

本件においても、支援措置申出書の「相談機関等の意見」欄に専門機関のチェック

が入っていることが認められ、専門機関の意見による確認はできているといえる。

しかしながら、これは事務処理要領に沿った確認ではあるが、支援措置の判断を行う処分庁が被害内容を申出者から聞き取り、処分庁としてその被害内容が支援措置の要件に該当すると判断したうえで、その確認のために専門機関に聞いたというのではなく、形式的に申出を受け、専門機関のチェックがあったことのみをもって支援の必要性を確認したとしているに過ぎない。

当審査会としては、この点につき、住民票の写し等の請求者の権利を制限するにあたっての適正な手続といえるかどうかについて検討したが、DV等の行為により起こり得る事件の重大性・緊急性との比較衡量に鑑み、制度上、処分庁に広範な裁量が認められていると考えるので、支援措置の必要性の判断を専門機関の意見のみに任せるとしても、そのことには一定の合理性があり、結論としては妥当な確認方法であると考える。

## 2 加害者の救済手段について

加害者の救済手段については、制度上、支援措置が決定されたときに、加害者自身はそのことを知り得る手段はなく、実際に住民基本台帳の写しの閲覧や住民票等の写しの交付請求を行った際にも、法第31条の2の規定により法全体が行政手続法(平成5年法律第88号)第2章及び第3章の適用除外であることから、それらの拒否処分時に同法第8条に基づき支援措置において加害者とされている理由が提示されることもない。さらに、加害者とされたことを加害者が察知したとしても、その判断について不服を申し立て、救済され得る手段も予定されていない。

これらの点について、当審査会としては、あくまで立法上の課題として議論の余地があると考えられるが、現行の支援措置制度には、第6の3の(2)のとおり被害者保護の観点から合理性が認められるものであるから、本件処分は処分庁の行政裁量の範囲内であり、違法・不当な点はないと考える。

以上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	永本 能子
委 員	宮本 正

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成29年9月26日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理
平成29年11月21日 (29年度第2回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
平成29年12月4日 (29年度第4回審査会)	答申案の検討を行った。
平成29年12月19日 (29年度第6回審査会)	答申案の検討を行った。